

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業公募要領

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）について、近年の治療薬の開発等により対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、都道府県及び指定都市において、重症複合免疫不全症（Severe combined immunodeficiency: SCID。以下「SCID」という。）及び脊髄性筋萎縮症（Spinal muscular atrophy: SMA。以下「SMA」という。）に関する新生児マススクリーニング検査をモデル的に実施するとともに、地域における検査・診療体制や遺伝カウンセリングの整備状況の把握等を行うことも家庭科学研究の研究班（「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」の研究班。）と連携・協力を行うことで、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて、SCID及びSMAを対象とする新生児マススクリーニング検査の全国展開を目指すための実証事業を実施する。

このため、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付けこ成母第375号子ども家庭庁成育局長通知）の別紙「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」の別添2「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に定める事業の実施に要する経費（※）の補助を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

※ 本公募要領に基づく公募は、令和5年度の実証事業の実施（令和6年1月から3月）に要する経費の補助を行うためのものであることに留意すること。なお、実証事業に係る予算を令和6年度に繰り越した場合における、令和6年度の実証事業の実施（令和6年4月から令和7年3月）に要する経費の補助を行うための公募は、別途行う予定である。

1 実施主体（応募主体）

この実証事業の実施主体（応募主体）は、都道府県及び指定都市とする。

2 補助基準額（案）等

- (1) 補助基準額 こども家庭庁長官が必要と認めた額
- (2) 補助割合 国：1/2 都道府県、指定都市：1/2
- (3) 補助対象経費

実証事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金

3 事業採否の決定方法について

- (1) 次に該当する場合は、不採択とする。
 - ・「5」に定める提出書類が全て提出されていない場合また、次に該当する場合は、応募を受け付けない。

- ・「6」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) (1)に問題がないものについては、提出書類等をもとに、
 - ①実証事業の実施体制の整備状況
 - ②実証事業の実施フローの妥当性
 - ③実証事業の実施スケジュールの妥当性
 - ④国庫補助所要額の妥当性（検査費用等の妥当性を含む）等について総合的に審査を行い、その結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。
- (3) 検査費用の妥当性の審査について
 - 1件当たりの検査費用については、こども家庭庁で把握している金額（平均的には概ね4千円から6千円）を踏まえ、その妥当性を審査する。

4 補助金執行の適正性確保

- (1) 本実証事業に係る補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合には、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 本実証事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、(次年度以降も本実証事業を継続するとした場合) 最長5年間、本実証事業の応募を認めない措置をとること。
- (3) 本実証事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後にこども家庭庁による現地調査を行う場合があること。

5 提出書類

- (1) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の応募について（別紙様式）
- (2) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業国庫補助協議書（別紙1）
- (3) 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業実施計画書（別紙2）
- (4) 事業実施スケジュール表（別紙3）

6 提出期限

令和6年2月2日(金)（午後5時まで）

- ※ 提出期限を経過して届いた提出書類は、受け付けないので、締め切りを厳守すること。

7 提出方法

- (1) 提出書類の送信先は、次のとおりとする。

<電子媒体送信先アドレス>

boshihoken.kakari@cfa.go.jp

- (2) 提出書類については、加工可能媒体及びPDFファイル（1ファイル10MB以内、容量が重い場合は10MBごとに分割すること）の形で電子媒体を上記アドレスにメールにて送信すること。（送信する際はメールの件名に必ず「【自治体名】新生児マスキューニング検査に関する実証事業」と入れること。）

8 問い合わせ先

事業全般、事務手続きに関すること

こども家庭庁成育局 母子保健課 母子保健係

電話：03-6862-0413